

令和3年第3回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和3年8月26日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏑本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	久富和浩
企画部長	洞口博行	市民環境部長	村澤勲
健康福祉部長	高橋誠	産業建設部長	原誠
林政部長	饗場昌彦	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	谷口博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤睦雄	議会書記	大久保守康
議会書記	山本憲	議会書記	松井俊英

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、一般質問を行います。

6番 澤村均君の発言を許します。

○6番（澤村 均君）

おはようございます。

改めて、冷静に一般質問を始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日は、通学路の安全とコロナ対策について2点ほど質問をいたしたいと思いますが、初めに、昨夜から報道を見ておりますと、オリンピックのバツハ会長が日本を行ったり来たりしておると、政府の分科会の中の尾身会長が、あえて国民の声として訴えておられました。国がコロナ対策をしているとき、国民が自粛をしているときに、こういうことを自由にやらせていいのかというのを国会の中で述べられておりました。私も、一市民、一国民として冷静に見ていきますと、政府のやっていることは何かちょっとおかしい、そういうことを思いながら今回もコロナの質問をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

初めに、通学路の安全確保についてということでお話をさせていただきます。

私の文書で通告書に一部誤りがありました。千葉県の八街市で起きた痛ましい交通事故の話であります。これ6月30日と通告書に書いてありますが、6月28日の誤りですので、よろしくお願いします。始めてしたいと思います。

この通学路で起きた痛ましい、交通事故といえば交通事故なんです、その運送会社の運転手がお酒を飲んでいたというところでもない話なんです。今から15年前です。福岡県福岡市で、親子5人が乗った車が橋の上から海の中へ落ちて、幼い子どもが3人亡くなった。確かに15年たちますと記憶から薄れます。ましてや、この千葉県の交通事故もそうです。まだ2か月しかたっておりませんが、昨日も高田議員が質問にありました。少し記憶から薄れていく、こういう痛ましい事故が記憶の中から消えていくから、この千葉県の危険であったということを行政も認識していながら、こういう事件が起きてしまった。こういう通学路に対して非常に心を痛めて、今回の質問をいたしたいと思います。

車というものは人間が運転しておりまして、幾ら慎重にしても、時々ちょっとぽかをしたり、病気のために意識がなくなるとか、こういう人のやることには間違いが多いということで、幾ら安

全な横断歩道というか歩道を造っても、やっぱり事故は絶えない、そういうことを思います。この事故を受けまして、私ども通学路に対してはPTAの方とか自治会長さんとお話をしながら毎年見直しして、より安全な通学路の確保ということを気にしながら研究しております。

今、この本巢市でも見ておりますと、多々ここはちょっと危ないなということが多い。1番目の質問に入らせていただきます。

朝や夕方など交通量が多く、時間帯規制のない集落の中などの通学路があります。こういう通学路の安全確保についてお尋ねをするものであります。これが1問目です。よろしくお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、車両の時間帯規制などのない通学路の安全確保についてお答えさせていただきます。

学校の通学路につきましては、毎年4月に各自治会へ依頼し、学校とPTA、自治会が調整を図りながらそれを学校で取りまとめ、総意として通学路の改善要望を提出いただいています。

提出いただきました改善要望は、副市長を座長とし、総務課、建設課及び学校教育課による通学路改善会議で検討し、その後さらに土木事務所、北方警察署などを加えて現地での合同点検を行い、改善箇所及び改善方法を決定し、年度末には施工時期を含めた検討結果を自治会長さんにお知らせしております。

今年度も、7月に各学校単位の通学路改善要望を取りまとめた結果、時間帯規制を含む交通規制の要望は4件を含む65件の要望がありましたので、現地確認をその後行い、8月12日に第1回の通学路改善会議を実施して改善方法や改善時期について検討したところでございます。

車両の時間帯交通規制などのない通学路の安全確保につきましては、今回の要望にもありますが、歩道の柵やガードレールの設置のほか、歩道のカラー舗装や表示看板による注意喚起も有効な方法であると考えております。

また、子どもたちの命を守り抜くためにはマンパワーが必要となります。各学校では教職員や保護者による定期的な登校指導を行っておりますが、毎日ボランティアで子どもたちと登下校を共にするなどし、子どもたちの登下校の安全を見守ってくださる見守り隊の皆様には大変感謝をしております。

さらに、本巢小学校では、学校南側の東西道路を子どもたちが安全に登校できるようにするため、PTAが中心となって、毎朝その通学路を時速30キロで走るペースカーを募集し、協力者の方々に登校時に合わせて30キロ走行していただくなどの取組が行われております。

このように、車両の時間帯規制などのない通学路の安全確保につきましては、通学路改善会議や関係者による現地協議を踏まえて改善の対策を導き出していくこととなります。よろしくお願いします。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございます。狭い道路は広くすることはなかなかできないということは技術的にも承知しておりますが、例えば、集落の中でしたら、出口、入り口、車の運転手から見えるところにまず標識があるのが望ましいかと思います。そして、標識を見落としても、例えばここが通学路であるということが分かればいいわけですし、その30キロ走行というのはもちろん一番、2番目、3番目に加えて安全かなと思います。

なかなか予算のかかることで、安全というのは難しい問題なんですけど、2番目の質問なんですけど、通学路を運転手に知らせるというこの一番基本的な部分なんですけど、私が見ておりまして、この標識がある、例えば狭い道から広い道、広い道から狭い道をどのようにして子どもたちが通学している、歩行、中学生ですと自転車もあるんですけど、どうもこの境目というんですか、どこかで通学路が認識が途切れちゃう、そういうことも見つけまして、標識というのはどの程度、今設置してあるというのか、それがちょっと数が分かれば。例えば、ない箇所がどれぐらいあるとか、パーセントでもよろしいんですけど、分かる範囲以内で。いいですか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

通学路標識の設置について、お答えさせていただきます。

今の御質問のように通学路の標識の数については、幾つというのはちょっと把握をしておりませんが、通学路となっております道路におきましては、当該道路の始点と終点、さらには大きな交差点を中心に通学路標識を設置しております。

さらに、学校やPTA及び自治会において必要と思われる箇所について、毎年の通学路改善要望ということで出されて、これまで順次、追加設置を道路管理者において公安委員会との協議を踏まえて設置をしてきているのが現状でございます。

今年度の通学路改善会議に出された各学校単位の改善要望においても、3件の通学路標識の設置要望が出されておりますので、今後、通学路改善会議において検討していきたいというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

この標識はなるべくきめ細かく建ててもらって、注意喚起をするのというのが一番望ましいと思いますので、今後とも目立つところに、公安のほうでは規格は決まっておると思うんですけど、なか

なか車で走っておりますと見落とすとかというのがありますので、その辺のチェックをまたさらに充実していただきたい、そう思って3番目の質問に入りたいと思います。

私がいつも通っている道路なんですけど、たまたま県道なんですけど、そこをちょうど通学路というか、自転車なり歩行者が横断をしている。朝は父兄の方が見たり、見守り隊がついてみえるというのが、小学生の場合は帰りもあるんですけど、たまたま遅刻や早退をしている子もいるわけですよ。そういうときに、本当にこの子たちが安全に横断歩道を渡れるかということを考えますと、私が知っている限りのその場所ではかなり交通量が多いということで、すごく気にはなっております。

この質問は、何回も産建のほうにも要望して、横断歩道の色とか、とにかく運転手から目立つような位置に目立つような色でとかということを要望したことがあるんですけど、たまたま今、東海環状の関係で工事中車両とか、道路もこれからさま変わりしていくということで、市も県も東海環状のほうもということでなかなかできていない、設置してもらえないということで、あえて今回お願いをしたいんですが、ガードレールを造るとかそういうことじゃなくて、信号をつけるのも大変ですが、色をつけてはつきり分かるということが思います。

これちょうど岐阜新聞なんですけど、各務原市で千葉県の事故を受けて、いち早く通学路のカラーリングということをやったという記事がありまして、これは行政が素早く動いたいい例かなと思い、あえて今日はこの切り抜きを持ってきました。

そういうことで、やれること、お金のかからない、予算のかからないところで安全が確保できるのであれば、いち早い対処をお願いしたいと、そういうことをお願いして、この通学路に関しての質問の最後の項目で、こういうことができるのかできないのかということをお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

3番目の質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、信号機のない横断歩道のカラーリングや標識などについて、お答えさせていただきます。

原則的に横断歩道の設置につきましては、歩行者が安全に横断できる信号機のほか、ガードレールや柵などで歩行者の安全が確保できる待場を備えた交差点に設置されるのが基本であります。市内にはこれまで多くの通学路改善要望により、ガードレールや柵などの待場がない場所においても、横断歩道の設置がなされている場所も多くあります。

横断歩道の安全確保といたしましては、ガードレールや柵などによる待場の安全対策のほか、ドライバーへの注意喚起をより高める方法としましてこれまでも行ってまいりましたが、横断歩道の手前に路面を赤色などでカラーペイントをする方法や、交通標識を設置する方法、さらには交通安全協会による注意喚起看板を設置する方法などがあります。

今年度の通学路改善要望におきましても、4か所の横断歩道の修繕と5か所の新設要望が出され

ておりますので、改善方法も含めて通学路改善会議や関係機関と協議を踏まえて決定していくこととなります。

いずれにいたしましても、登下校における通学路の安全確保は大変重要なことと認識しておりますので、引き続き改善要望に対しまして適切に対処していきたいと考えております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6 番（澤村 均君）

ありがとうございます。

くどのような話になるんですけど、やはりこの千葉県の記事を見ておりましても、改善しようと思っていたところだとか、要望が何回も出ていたということを聞いてますと、やはりたとえ少しの改善というんですかね、ことでもやっておれば、何か変わった答えが出ているんじゃないかなというのを考えまして、くどのようなんですけど、あえてお願いしておきます。

次の質問に入りたいと思います。

今、岐阜県も、あしたからですか、緊急事態宣言が出されるということで、蔓延が止まらない、非常に危険であり怖いと。ましてや、やっと夏休みが終わってこれから新しい学期が始まろうというときに、また子どもたちの出ばながくじかれるというか、学業の意欲もそがれるような、ましてや親御さんにしては家庭の事情で、給食が出ない、また昼の食べること、朝晩のことを考えると、パートにお母さんも行けないというような、そういうことも出てきますので、いろんな意味でこのコロナの問題は皆さんにかかってきている。そういうことを心配しながら、行政にお尋ねをするものであります。

私、せんだって岐阜市のほうへ行きましたら、車の書換えで、ちょっと付添いで行ったんですが、ちょうど受付でPCR検査が誰でもどうぞという感じで、たまたまやっていました。そういうのを見かけて、行政のほうで前にもお話ししたんですけど、このPCR検査であつたり、抗体・抗原検査とか、こういうものを数多くというんですかね、定期的に行えば、市民の暮らしも安全に、また行動も自由にできるような気がして、このPCRの検査について3点ほどお尋ねをいたします。

この簡易的な検査、安いものも高いものもあればいいんですが、たまたま今朝の岐阜新聞ですけど、25日、国会の分科会の中で検査キットの配付、小・中学生の4年生以上ですかね、検査キットを全国に配付するという記事が今朝見ていました。

それを踏まえて、ちょっと質問がしやすいかなと思い、ちょっと方向が変わりますけど、今この本巣市では、定期的にPCR検査をするといいんですが、今の市の事情をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、お盆休みの前より第5波の対策の徹底強化が持続されているところでございますが、全国的に感染拡大が止まらず、岐阜県内においても新規感染者が急増しまして、8月24日、昨日の25日は、過去最高となる382人の新規感染者が出ております。市民の皆様にも、いつどこで感染するかもしれない危険を感じ、安心して生活できない不安が広がっていると思います。

PCR検査の費用につきましては、唾液採取方式のもので、これは無症状といったことで費用が保険適用外ですが、1万円から1万5,000円と大変高額で、昨日の答弁でも申し上げましたが、PCR検査の粘膜のほうからでも約2万円から2万5,000円程度の費用がかかるということになっております。

県内では、飛騨市が8月1日から9月30日までの期間の中で、無症状の市民と、飛騨市以外から市のほうに帰省した方を対象に、無料でPCR検査を受けてもらう事業を行っており、この検査は夏場の帰省など人流が増加する時期に、新型コロナウイルスの持込みを早期に発見する目的で行われております。本市には、他県からの来場者も多い大型商業施設がございまして、市民の皆様も広く利用されております。また、他市町や県境を越えて通勤通学をされる方、県境を越えての買物、レジャー等に出かけられる市民も大勢おられます。

このようなことから、人流の激しい本市において、議員御指摘の定期的にPCR検査をすることで一時的には安心できるかもしれませんが、質問の生活エリア全体の安全・安心な日常生活を確保することはかなり難しいことだと考えております。また、PCR検査を定期的に行うことは、財政的にもかなり負担になるところでございます。

そうしたことから、市民の皆様には御自身及び御家族の行動変容に取り組んでいただくことに加えまして、少しでも体調の変化や異変が感じられた方は、いち早く医療機関を受診されることをお勧めしているところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

なかなかお金のかかる問題で大変なことと思います。ましてや、検査をするだけで治るわけではないので、なかなか大変なことなんですけど、こういう基本的対処方針が国から出ましたから、多分追っつけ本市にもそういうものが来ると思いますので、そうすればもうちょっとちゃんとしたお答えがいただけると思い、期待をしながら2番目の質問に入ります。

今日の本巣市の患者が数名とか、総勢何名とかいう、毎日のように本市も出てきているわけですが、陽性患者が重症化したかどうかということまでは、重傷者数というのは書いてあるんですけど、実際本市で重傷者というのはどれぐらい出られたのかとかいうか、把握してみえるのかということ

お尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルスにより陽性となった方への対応につきましては、全てにおいて保健所の管轄となり、陽性者の住所や個人名、その後の経過などにつきましては、個人情報の観点から市のホームページ等で掲載している情報以外には一切伏せられております。

そうしたことから、市民の方で新型コロナ感染症により重症化した方の情報等は把握できておりません。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6 番（澤村 均君）

県の保健所のほうが総括してみえるということで、市のほうでは分からないということですね。

知ったからどうという話じゃなくて、本当にこの身近に重症者が現れるのかということ、戦々恐々として毎日暮らしておるわけです。これは保健所にお任せするとして、3 番目の質問に入りたいと思います。

新聞紙上、テレビでも、重傷者というか、取りあえず軽い方は自宅で療養するということが当たり前のようになされておりますが、昨日もありました、一昨日もありました。自宅で療養中、娘さんがお母さんから電話がかかってきて、お父さんが大変だ。で、2 時間後にはもう亡くなったよというのが今朝の新聞にも。こんな急に変わるような病気、状態の人が本当に自宅でいていいのかということが、本当に自分のことに考えてみた場合、本当に怖い、恐ろしい気がします。だから、一番怖いのは、重症化して行く病院もないということが一番怖い話なんで、先日も高田議員が言われて、本巢市には総合病院もないということで、緊急のときに運ばれるところが確保されているのかということをお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

それではお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス陽性となった方の対応につきましては、全てが保健所の管轄に現段階ではなっておりまして、自宅療養者がどれだけいるのかということも含め、保健所の管轄となっております。

なお、保健所の見解では、自宅療養者が重症化した場合、救急搬送となりますので、その時点で空いている、受け入れていただける病院に搬送するという流れとなっております。搬送された病院名につきましても公表はされておられません。

自宅療養者が重症化した場合、緊急搬送先はその時点における救急搬送者、消防署、救急隊のほうですが、と病院とのやり取りで搬送先を決定することになりますので、重症化した方の入院先は確保されますが、事前に搬送先が確保されている状況ではございません。

〔6 番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

澤村均君。

○6 番（澤村 均君）

陽性患者がどんどん増えてきて、重症患者の割合も増えてきておると。おまけにウイルス自体の質も変わってきていると。国の名前をつけるといけないのでちょっと大分呼び方も変わってきたそうですけど。

今、生活を毎日しておりまして、何が怖いといったら、重症化したときが一番怖いんですね。ワクチンを打っても、2回打った人もかかるようになってきたから、3回、4回と打つようになってきたという、日に日に状況が変わってきている。本当に恐ろしい病気だと思います。国の指針も決まっていない、今1日数回、藤原市長さんの広報が聞こえます。こういうことを、身近な人、我々にとっては身近なんですけど、声を聞いていると、やっぱり危機感というのが通じます。それに引き換え、国会で菅首相が記者会見をやっているけど何にも響いてこない、本当に危険なのかということが分からないぐらいの地域の差というんですかね。もうちょっと国にはしっかりしてほしいなと思います。

今回、コロナ禍ということで、質問の件数をちょっと減らしてましてやったんですけど、少し時間がありますので、少しだけお話をさせていただきます。

今年も8月、先々週の土曜日ですか、戦没者慰霊祭が地元であり、市長さんも一緒に参加されていました。記憶の中でどんどん薄れていく、こういう状況の中で、国会では防衛予算が5兆円を超えた。こういう中で、防衛はできるのに防疫ができないという皮肉ったマスコミの言葉がありました。こういう病気ですかね、このウイルス、もうちょっとお金をかけて真剣に取り組まないと、すごいことになるよということが戒めのように言われておりますが、これは一番不安なのが、今、国の動きというんですか、どうなっていくのか分からないというのが一番不安です。

とにかく市民の皆さんは、まずは自分のこと、災害でも言われるように自助ですかね。本当はこんなことでは駄目なんですけど、そういうことを、体だけは大事にさせていただいて、今後とも防疫をしながら頑張っていきたいと思います。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

これで暫時休憩といたします。再開を9時45分といたしますので、よろしくお願いします。

午前9時33分 休憩

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

続いて、7番 堀部好秀君の発言を許します。

○7番（堀部好秀君）

それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきたいと思えます。

まず第1点としまして、職員の時間外勤務についてをお尋ねします。

2019年に厚労省が労働力不足を解消するために働き方改革関連法の一部が施行され、この中の最重要課題として3つ上げられていました。1つは長時間労働の解消、2つ目は非正規職員と正規職員の格差是正、3つ目は労働人口不足、高齢者の就労促進です。

これは、労働基準法は原則として公務員には適用されないもので、本巢市の一部の職員の方しか対象にならないみたいですけど、やはり公務員であっても労働環境は考慮されなければいけませんし、平成31年第1回議会において、一般質問で高田議員と河村議員が、重要課題の一つ、長時間労働、特に時間外勤務について質問をされました。そのときの回答としては、所属長が職員の管理を徹底するように指示しているということでした。

しかし、実際には回答どおりではなくて、かなり多くの時間外勤務をしているとの情報を得まして、閉庁後に市役所を訪れたりもしたんですけど、今、コロナの関係で時差出勤をしてみえて、早出、遅出の職員がいるからということで、実際に来てみたんですけど、よく分かりませんでした。

そこで、情報公開請求をしまして、特定の部署の職員のタイムカードと時間外勤務命令簿を照らし合わせてみました。これが私が想像していた以上にむごい状態であることを知って、本当にびっくりしたところでございます。

命令簿の勤務終了時間とタイムカードに押された退庁時間が全く違うということが度々見受けられましたし、極端な例になるかもしれませんが、毎日日付が変わるまで市役所にいて、ひどいときには夜中の3時過ぎに退庁して、その数時間後の8時半前にまた登庁してくると、そういったこともありました。また、ほぼ毎日時間外勤務をしているのに、時間外手当を請求しているのはその日数の半分か3分の1程度。全くタイムカードとは乖離していることが見受けられました。こうなってくると、市としてちゃんと管理できているのか疑問を持たざるを得ません。

以前から本巢市の職員は残業が多いと聞いていましたけど、どこの市町でも残業が多いとされていた頃、ノー残業デーというのが各市町で設定されました。半ば強制的、市町によっては本当に強制的に残業しないで退庁しましょうということを行っていました。そうすることで、たとえばかの日に時間外勤務時間が増えても、週に何日か、月に何日かは家族でそろって晩御飯を食べましょう、一家団らんの機会を設けましょうという意味もあったんだというふうに思っております。

本巢市も8のつく日をノー残業デーにしているということですけど、これが全く徹底されており

ません。時期によって取れないとか、曜日で決めたほうがいいのか、各部署の都合に任せてしまったので、有名無実になってしまっています。これでは市として時間外勤務がどういう状態なのか、一元的に把握することは困難です。

また、時間外勤務命令簿というぐらいですから、上司が何時間時間外勤務をしろということになるんでしょうけど、手当を払わないのに時間外勤務をしろと言うほうも、なかなかつらいものがあるんじゃないかなというふうに思います。

なぜこうなっているのか、どうしたら改善されるのか、考えをお聞きます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

職員の時間外勤務につきましては、正規の勤務時間で処理できない臨時、または緊急を要する業務を処理させるために、時間外勤務が必要であると所属長が判断した場合におきまして、事前に命令することによりまして必要となる公務を行わせているところでございます。その手続といたしましては、時間外勤務を必要とする場合、職員から勤務予定時間とその事務の内容等を記入いたしました時間外勤務等命令簿を所属長に事前に提出をいたしまして、所属長が必要と認める場合に限り、時間外勤務を命令し勤務をするものでございます。

議員御質問のとおり、平成31年4月から働き方改革関連法が施行されまして、国家公務員や民間企業におきまして時間外労働の上限規制が導入されるなど、働き方が見直されているところでございます。さらに、地方公務員についてもこれらの趣旨を踏まえた措置を図るよう助言がされたことから、本市におきましても、国家公務員における措置の内容を踏まえまして、時間外勤務の上限を設定しているところでございます。

職員の時間外勤務につきましては、毎月8のつく日をノー残業デーといたしまして、ふだん以上に業務終了後全ての職員が速やかに退庁できる環境づくりに努めておりますほか、所属長が中心となりまして時間外勤務の上限を超えないような業務管理の推進、早朝勤務や夜の会議などに対応した始業時間の変更、特定の職員に時間外が集中しないような事務の平準化や繁忙期での係の枠を超えた協力体制の整備など、時間外勤務の縮減に向けて全庁的に取組を推進しているところでございますが、部署によりましては、恒常的に長時間の時間外勤務が発生している場合もございます。

働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを推進していく上では、時間外勤務を縮減していくことが、職員の健康管理や職務への意欲向上の観点からも大変重要なことと考えております。

そのためには、それぞれの所属長による職場内での事務分担の調整を行った上で、さらに事務の効率化を図る取組や事業のアウトソーシング、さらには所期の目的が達成されました事業のスクラップなど合理的な事務量の削減に取り組むことが何より重要でありますことから、引き続き行財政改革の取組を進める中におきましても、職員の時間外勤務の縮減を図ってまいりますとともに、労

働力が不足している部署につきましては、労働力の確保についても行っていかなければならないというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

再質問をお願いしたいと思います。

今、質問しました時間外勤務の改善策、これは質問理由にも時間外手当の不請求ということも書いてありましたので、そのことについての回答もいただけるかなと思っておりました。

この時間外手当の不請求についての対応策がありましたら、お聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

不請求などとなっている案件につきましては、勤務内容等確認をいたしまして支給すべきであるというふうに判断をしたものにつきましては、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2番目の質問、平成28年第3回議会の一般質問におきまして、私は保育士の労働環境について質問しました。そのときの回答としては、労働時間につきましては、幼稚園の開所時間が午前7時半から午後7時までとなっていますので、通常勤務時間外に早朝と薄暮の勤務があり、当番制で行っているところでございますという回答をいただいております。その労働に対しましては、時間外勤務手当で対応していますとの回答をいただいております。

幼稚園についても、タイムカードと時間外勤務命令簿、これを今回照合させてもらいましたが、薄暮まで勤務されることはしょっちゅうで、午後7時まで幼児を見守って、それから自分の事務仕事をされているようで、大体職員が退園するのが午後8時前後。それに加えて、時々早朝勤務もあって、そうすると朝7時頃には園に来ていることになるんだろうと思いますので、その日に薄暮まで勤務すると1日13時間労働になると思います。実際にそんな勤務体系になっているタイムカードを確認しております。また、庁舎の行政職同様、全ての時間外勤務を請求しているわけでもありま

せん。

本巢市の保育士は苛酷だと、新卒の保育士を目指す人の中でも言われていますよということは、今までにも何回か市役所にもお伝えしてきました。しかし、こちらにもまだに改善されておられません。どうしたら改善できるのかお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、幼稚園における勤務体系や時間外勤務を改善する対策についてお答えをさせていただきます。

市内幼稚園では、保育時間が午前7時30分から午後7時までの11時間30分ございまして、これまでも保育業務以外の事務や雑務などへの負担感はありませんでしたが、こういった負担軽減を図るために、令和2年度より一部の園では兼務としておりますが、全園に施設事務員及び養護教諭を配置して対応しているところでございます。

しかしながら、市内幼稚園8園において、保育園14クラス、幼稚園41クラスの合計55クラスの担任を、正職員43人、会計年度任用職員12人が担当しております。さらに、正職員の担任を務める職員には、通常保育が始まる前の時間には、議員さん御指摘のとおり早朝保育に、そして通常保育終了後には薄暮保育にも週の半数以上の日数で関わっております。そのため、翌日の保育の準備や保護者への対応などもあり、職員が参集しての重要事項の打合せを行う場合はさらに時間が遅くなることもあることから、時間外での勤務を余儀なくされ、長時間勤務につながる原因となっていることも考えられます。

こうした現状を改善するため、全園を訪問し、時間外勤務の在り方などについて聞き取り調査を実施するとともに、正規職員を対象に勤務実態の把握と今後の業務改善に向けた参考とするため、現在、勤務状況に関するアンケート調査を実施しているところでございます。

今後につきましては、これらの調査結果も踏まえながら、特に早朝・薄暮の保育時間など、必要となる時間帯への保育士の確保も含めて、クラス担任を行う職員の日常業務を見直すことにより、効果的な業務改善となるよう対応策を検討してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

再質問をお願いしたいと思います。

例えば、令和2年度から会計年度職員になりまして、それまで日々雇用だと短時間では通勤手当が出なかったんですけど、会計年度任用職員になってから通勤手当が支給されるようになりました。ある程度待遇改善になったのではないかなと思っておりますけど、それでも令和2年度でも人員の

確保ができていない。

じゃあさらにどうするのか。またこちらも時間外不請求があるけど、それに対してどう対応するのか。最終的な対応は後で副市長にお聞きしますので、教育委員会のほうでは、まず、できないは別として、どんな対応ができるのか、具体的にあればお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

青山事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

まず、先ほどの答弁の中にもありますけれども、まず一番大きいのは担任をされている保育士の方々の勤務時間をきちっと通常の保育の時間帯プラス、通常の職員ですと5時15分までということもありますので、そういった1日8時間という労働の基準に基づいて対応できるような形を求めていくと。そのためには、早朝・薄暮に専属で対応していく保育士の確保が必要になります。

全国的にも保育士の確保については大変苦慮しているところではありますが、明るい職場の改善とか、今の勤務体系の改善などにより、そういったところをPRしていきながら、より多くの適切な職員の確保に努めていきたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

もう一回再質問で、例えば時間外手当の不請求なんかがあった場合はどう対応されるか、改善策はありますか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

青山事務局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

基本的には時間外勤務手当につきましては、所属長の命令に基づいて勤務をするということで、職員個人が自主的に残っていたものについて全て払うというのではなくて、きちっとその辺のところは管理職のほうで把握をしながら、日常的に時間外の管理をしているというふうに認識をしております。

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

それで、総括のまとめとして副市長にお聞きしたいと思います。

今、一般行政職、幼稚園、教育委員会それぞれの対応策をお聞きしましたが、市の責任者とし

て、どう対応するのかお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を大野副市長に求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それではお答えをさせていただきます。

職員の時間外勤務につきましては、先ほど企画部長がお答えをいたしました手続によりまして処理をしているところでございます。

この時間外勤務に係る手当につきましては、その労働の対価といたしまして適切に支給すべきものであるというふうに考えております。したがって、議員から御指摘のありましたことにつきましては、当然支給すべきものと考えておりますので、先ほど企画部長がお伺いいたしましたように、幼稚園も含めまして、早速確認の上、追求するよう指示してまいりたいと考えております。あわせて、こうした御指摘を真摯に受け止め、なぜそういう差異が生じているのかを、しっかりとその原因を突き詰め、今後に生かしてまいりたいというふうに考えております。

職員の時間外勤務における対応策につきましては、企画部長、それから教育委員会事務局長からそれぞれ御答弁申し上げましたが、こうした取組に加えまして、時間外勤務における法律的な時間数の制約がある中、業務の効率性を最優先に求めつつ、ワーク・ライフ・バランスを推進していく上におきましても、職員の時間外勤務の縮減を図ってまいります。

また、そうした取組を行う中で、なお慢性的に労働力が不足する部署につきましては、適切な人員の確保も必要であると考えております。

加えて、今回こうした御指摘のこともございまして、管理職である所属長に対しまして、いま一度時間外勤務の在り方、命令の在り方などにつきましても、しっかりと徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

本巢市が時間外勤務を曖昧なままにしてきたのは、合併以来の悪習じゃないかなというふうに思っております。この悪習を解決するには、根本的には人員不足というところがあるんでしょうけど、それは迅速にできるわけでもありませんし、まずはすぐにできることは、今副市長がおっしゃったとおり時間外勤務手当を正当に払うこと、これだけだと思います。また、制度としてノー残業デー、これを市として統一的にもう一度きちんと取り組んでほしいと思います。

それと、手当を払わないけど残業しなさいというのはパワハラになりますし、時間内に終わらないことを承知で業務を割り振るのもパワハラになると思います。職員については、かなり時間外勤務について不満がある方も見えるようですし、合併して17年以上たちますので、市として職場環境

を、これを機会にきちんとしたものするために覚悟を持って取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。スクールバスについてお聞きをします。

スクールバスについては、少し前から本巢市の南部でも考えられないかなというふうに思っておりますけど、まだ質問、提案するのは時期尚早かなというふうに思い、当初は今回質問する予定ではありませんでしたが、たまたま議会の初日、17日の朝、NHKのニュースで自民党国会議員団の有志が公立学校にスクールバスを導入する議員連盟を発足したということを聞きまして、やっぱり今回聞いてみたいなと思い、急遽質問させていただくことにしました。

こういう動きになったきっかけというのは、高田議員や澤村議員も取り上げられました6月28日千葉県八街市の下校途中の小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込んで5人の児童が死傷するという痛ましい事故が発端で、この現場、歩道やガードレールがなくて、以前から危険だと父兄からも訴えられていたということでしたけど、この児童が通う小学校では2016年に別の通学路ですけど、通学途中の列にトラックが突っ込んで4人の児童が重軽傷を負ったそうです。また、同じ2016年には横浜市で登校中の小学生の列に軽トラックが突っ込んで、小学生9人を含む12人が死傷したと、そういう事故もありました。2012年には京都府亀岡市で、集団登校中だった児童の列に無免許運転の男性が運転する軽自動車 that 突っ込んで、10人が死傷しました。

通学路においては度々痛ましい事故が起こって、そのたびに安全施設、道路規制、子どもたちの見守り体制などが見直されていたところだと思います。誰かが亡くならないと安全が見直されないというのは残念な限りですけど、今回八街市の事故は、周辺住民から安全施設の要望があったけれども、市は予算がないからと後回しにされていたようで、予算がないから執行されなかったことが国会でも問題とされました。

通学路で事故が起きるたびに通学路点検は行われたはずなのに、それでも八街市のように危険な箇所が改善されていなくて、事故が起こってしまいます。八街市では、当面の安全な通学体制のために、市の臨時バスを走らせることになりました。本巢市でも危険と思われる通学路は、高田議員、澤村議員が指摘したとおり随所にあると思いますし、全ての危険箇所に歩道やガードレールをすぐに設置するということは不可能だろうというふうに思います。

しかし、子どもたちの安全は絶対に守らなければなりません。また、市内には、南部にも小学校から遠い地域があります。遠い道のりを小学校1年生が毎日重い荷物を背負って行き帰りに歩くということは交通事故も心配ですし、昔と違って、最近の酷暑、異常気象のような雨の降り方を見ると、環境面でも大変危険だなというふうに思います。私が住んでいる仏生寺自治会からだ、席田小学校まで片道2キロあります。朝の集団登校で20分ちょっとぐらい、帰りは1年生だけだと30分ぐらいかかります。真夏だと途中の1キロぐらいのところで水分補給の休憩を取ったりしています。通学路にいる時間が長くなればなるほど、それだけ危険に遭遇する確率も高くなるんじゃないかなというふうに思います。

本巢市でもスクールバスを導入してはどうかなというふうに思っておるんですけど、北部では既

に市営バスをスクールバスとして利用されているということもお聞きしておりますので、まずその利用状況をお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

小学校のスクールバスの導入状況についてお答えします。

毎朝、明るく元気に学校に向かう子どもたちの笑顔を見ると、この希望に満ちあふれる子らをもっともっと健やかに成長させたいと心から思えてきます。そんな通学路で5人が死傷した千葉県の事故は、あまりにも悲しく、痛ましく、また市内でこのようなことが起こらないよう、事故後すぐに教職員同伴の登下校を行い、通学路の再点検を行いました。

元気で笑顔の通学には、安全が最優先であり、特に徒歩や自転車の通学は、安全な環境確保の下、自分の命を自分で守ることを実践する場でもあるといえます。また、自分の力で歩くことによって健康、体力を保持増進する場でもあり、さらには地域の方々と触れ合い、心通わす場でもあります。こうした意味から、全ての子どもに徒歩の通学を体感させたいと思いますが、本市においては、通学距離や時間、道路状況、野生動物から身を守るなどの理由から、どうしても徒歩通学が難しいと判断した場合にスクールバスを導入しています。

現在それらの理由で外山小学校と根尾小学校の2校でスクールバスを活用しています。外山小においては、学校までの距離や山道の危険性などの理由から27人が、根尾小学校においては学校までの距離及び熊などから身を守るという理由から児童29人がスクールバスを利用している状況でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

次の質問に移ります。

八街市の事故をきっかけとしまして、7月には全国の公立小学校にスクールバス導入の提言を国会議員の有志の方が棚橋国家公安委員長に申し入れられまして、また先ほども言いましたけど、先週、自民党の国会議員で議員連盟も発足しました。小学校の登下校の安全を確立するためには、通学路の安全保持だけではなくて、スクールバスでの登下校も積極的に考えていこうということだというふうに思っております。

本巢市でも、北部だけではなくて南部でも通学距離が長いところがありますし、危険遭遇確立、熊はいないかもしれませんが、熊より怖い車もたくさん走っておりますので、積極的にスクールバス導入について早急に検討に入らなければならないというふうに私は思いますけど、その考えに

ついてお聞きをします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巣市南部におけるスクールバス導入についてお答えします。

まず、南部の学校の通学状況ですが、小学校においては1,691人全員が徒歩、中学校においては、本巣中学校が徒歩145人、スクールバス6人、樽見鉄道23人、真正中学校は、徒歩348人、自転車142人、樽見鉄道1人、糸貫中学校は徒歩81人、自転車283人という状況です。

中学校においては、学校ごとに通学距離に応じて徒歩、自転車、スクールバス、樽見鉄道のように通学方法を決定することとなります。しかし、小学校においては安全上の理由から自転車通学は許可しておりません。

現在、通学距離が2キロ以上の徒歩通学児童は市内全体で99人、全体の5.8%であり、そのうち最も遠い児童は2.6キロという状況です。学年の発達段階にもよりますが、小学生で2キロ以上歩くことは心身の負担となることもあるかと思います。特に暑い夏は大変であり、その子たちのことを考え、全国初のノーランドセル登校による対応を行ってまいりました。

私たちの願いは、子どもの命を守り抜き、子どもが元気で笑顔でいることです。今後大切なことは、登下校で子どもたちが命を落とすことのないよう通学路の安全を確保するとともに、様々な対応をしていくことであると捉えています。

スクールバスの活用が通学の安全を守るための重要な選択肢の一つと捉え、2キロ以上歩く児童が、山口、宝珠ハイツ、徳山団地、海老、高砂、仏生寺、石神などと市内全域に少数ずつ点在していることも踏まえ、対象の子どもや保護者、通学班や自治会の意見を丁寧に調査し、どのような対応ができるのかをよく考え、検討してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

今お聞きして、南部の小・中学校、いろんな通学形態があるんだなということを思っておりますけど、1つは再質問、半分要望みたいなものですけど、以前平田町、今の海津市ですけど、そこに親戚がおりまして、その親戚の話によると、平田町では小学校3年生まではスクールバス、4年生からは自転車通学になるということを言っていました。今、本巣市は小学校で自転車通学は禁止していると教育長さんはおっしゃられましたし、近隣市町でも小学校の自転車通学というのは見たことがないんで、一応念のために海津市の教育委員会に電話して問い合わせたら、やはり自転車通学、スクールバスと、低学年はスクールバス、高学年は自転車通学ということを今でもやっているそう

です。それは余談ですけど、低学年はスクールバスで通う、こういう限定的な考え方、こういうことも調査項目に入れてほしいと思いますけど、そういうことは可能かどうかお聞きます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

通学距離が長い通学班の見守り隊の方々などから、やっぱり入学したての1年生は途中で休まないといけない状況もあると聞いておりますし、暑い夏は小さい子にとって照り返しの位置も低い状態になる、照り返しの強い状態で熱中症の危険性などもあるというふうに思います。子どもの命を守るということを最優先に、せめて例えば低学年という考えも含めて、通学班のさらに人数減などの実態も踏まえつつ、様々な対応をやっぱり視野に入れて、私たちは調査し検討していかなければならないと思っていますので、そういったことも含めて対応していきたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

本巢市は子育てに優しいまちづくりを目指していると思います。子育てに優しいとは、子育て世帯の家計の負担を軽減するばかりではありません。やっぱり当事者の子どもにとっても優しいまちでなければならないというふうに思っております。他市町からの世帯、特に若い世帯が移住してくるときには、やはり学校までの通学距離というのは大変気にされます。また、遠い地域は敬遠されるんじゃないかなと思っておりますけど、スクールバスが導入されれば、今まで敬遠されていた地域がもしかしたら一気に子どもに優しいまちになるんじゃないかな、地域になるんじゃないかなということも考えられます。

教育長さんが申し上げるように体力向上ということも考えられるんですけど、じゃあ毎日2キロ歩いている子が毎日500メートルしか歩いていない子より体力があるかということ、一概にはそんなこと言えないと思いますし、確かに下校時に家の方が車で迎えに来て、歩いて帰りたいという、しゃべって歩いたほうが楽しいからという児童、子どもの方も確かに見えるんですけど、そういう子どもに合わせる、また体力の強い子に合わせると、やっぱり体力の弱い子は無理をするんじゃないかなというふうに思います。

行政というところは公平・公正がモットーで、これから検討される場合に、高学年と低学年が同じ基準でいいのかとか、距離を何キロにするのかという設定で悩まれるんじゃないかなということも思っておりますけど、既に今500メートルしか歩かない子と2キロ以上歩かなきゃいけない子というふうに不公平になっていますんで、どっちみち全員が同条件で通学することは不可能ですし、どこまでいっても不公平は伴いますんで、機会を捉えて改善していく必要があるというふう

に私は思います。

本巢市、最初にお聞きしたとおり北部ではスクールバス導入していますし、南部でもほぼ各小学校と同じ地域を幼稚園バスが走っておりますんで、ある程度通園バスの通園路線を参考にすれば、割と現実的にスクールバスが導入できるんじゃないかなというふうに思っております。先ほど、遠い地区をお聞きしまして、宝珠ハイツや徳山団地、ここの子どもがあそこから歩いて学校まで来て、帰り疲れて、最後にあの上り坂を上っていくのかと思うと、2キロ歩く仏生寺の子は随分それに比べたらましだなということも思っておりますけど、本当に改めて気の毒やなということを思っておりますので、ぜひ真の意味で子育てに優しいまちをつくるためにも、早急に検討していただくことをお願いします。

次の質問に移りたいと思います。

ハラスメントの認定についてをお聞きします。

今年の3月、第1回議会で職員のハラスメントの問題を取り上げまして、本巢市の学校のいじめ問題でも外部の有識者の意見を聞くようになっているし、担当課だけで判断するのは難しいケースも出てくることが予想されることから、いろんな場面を想定した認定するための協議会を設けてはどうですかと提案したところ、ほかの自治体を参考にして検討するとの回答をいただいております。

あのときには5年間で5件ほどハラスメントの訴えがあるというふうな回答をお聞きしておりますけど、あれからいろんな部署でお聞きすると、いやいや、そんなもんじゃないよというふうなことも実際には聞いております。

また1つ目の質問のときにも言いましたが、部下に手当も払わず残業させる、時間内に終わらない仕事を割り振るのも、やっぱり部下が訴えれば上司がパワハラに認定されると思いますけど、それも1担当部署で、どの部署の上司であろうと適切に判断できるのかなというふうに思います。3月にも協議会の設置は急を要すると申し上げましたし、協議会の設置状況、これをしつこく聞くというふうに申し上げましたんで、職員が安心して働くためには必要な協議会組織だと思います。それがいまだに設置されていけませんので、今までどういうふうに検討されていたのかお聞きをします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

今年3月の市議会一般質問で、議員から提案をいただきました「ハラスメントの相談窓口や対策協議会などの組織づくり」の進捗状況につきましては、既に相談窓口や対策協議会などを設置しております自治体の指針などを参考に現在検討を進めているところでございます。

これらの自治体の相談窓口や対策協議会などにつきましては、内部の職員で構成されているものや外部の有識者を含めた組織を構築されているものなど様々でございますが、どこの自治体もハラ

メントが発生しないよう、職員が認識すべき事項やハラスメントに起因する問題が生じた場合における職員の対応など、全ての職員がハラスメントに関して正しい知識と共通の認識が持てるよう指針にまとめられているところでございます。

本市におきましても、これまで職員に向けた各種ハラスメント対策のパンフレットの配布や予防方法を習得する研修に参加することで、ハラスメントの把握や解消に努めているところでございます。平成28年度から継続をし、本年度も7月に行いました一斉調査におきましては、ハラスメントの相談については寄せられていないところでございます。

しかしながら、ハラスメントは日常業務の中で発生し、職員本人だけでは解決できないものも多くあると認識をしており、職員が安心して相談できる体制にしていくには、これらの対策だけでは不十分であると考えております。

そうしたことから、今年度中には相談窓口や対策協議会などの設置の検討を進め、ハラスメント防止に係る指針を策定いたしまして、ハラスメントを発生させない、また許さない職場づくりに向けて、職場環境を整備してまいりたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

今年度中には設置をしてもらえるという方向で進めているということですが、なるべく早く設置をしてほしいと思います。世の中には、職務権限内の行為でもパワハラだと騒ぎ立てる認識の足りない人もいますので、やはり認定するにはそれなりの有識者の判断が必要だろうというふうに思っております。

市では、ハラスメントの発生件数は少ないというふうな認識を持っておみえですけど、私は実際にはそんなに少なくないんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ、少しでも早く協議会を確立させられて、職場環境を整備していただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

今、市のほうから差し替えのこれが来ておるんですが、これについて少し説明をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続いて、8番 鏑本規之君の発言を許します。

○8番（鏑本規之君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

今期で議会も解散というような形になるわけですがけれども、私も議員になって16年、よう頑張ってきたなという思いをしております。

今回の一般質問が56回目の一般質問となります。一度も休むことなく連続で56回続けてきた。この連続の記録を持っているのは、今は亡き鵜飼議員が私よりも15回ぐらい多い記録を持っているかなという思いをしております。

そういう中で、先輩議員、また後輩議員の一般質問内容等々を聞いておりますと、いろんなことを思い出すわけであります。私が最初に一般質問をしたときには、先輩議員から、一般質問は聞くだけじゃいかんのですよと、お尋ねの一般質問はするんじゃないよと、提案をするような一般質問をしろなさいということで、先輩議員から多々注意をされたことを覚えております。

また、執行部のお方たちから提案理由をしておるときに、私はあまり賢くないので、よく分からない。そうすると、おい、ちょっと待てと、これはどういうことだということで聞いたときには、また後ろにおられた先輩議員が、そこで聞くとろじゃないと、後で聞きなさいというようなことで指導をしてもらって、何とか16年議員を務めることができております。

その中で、16年前を思い出してみますと、初めて私が議会に出てきたときには、今日はちょっといい背広を着ておりますけれども、背広を着てくるだけの背広がなかった。革靴もなかったということで、先輩議員であった上谷議員が、そこにおられるけれども、いかにも草履じゃいかんぞと、背広ぐらいは何かしてこいと言われて、背広を買いに行った覚えがあります。

16年というのは長い歳月でありまして、いろいろなことを思うわけであります。その間、議長もさせていただきまして、近隣の市長さんたちの声もよく聞こえてくるようになりました。どこと言うわけにはいきませんが、どこかの市長さんいわく、議員はいいですねと。言うだけ言って、お願いだけ言って、それでよしとなる。市長としては全部聞いてあげたいし、実行してあげたいけれども、そのお金がどこにあるんですかと聞いてみたいなというようなことを市長さんから聞いておる。うちの市長とは言いませんよ。何せ私は市長さんも結構お友達がたくさんいます。そういうような中で、私が質問をするときには、結果としてそれを実行するときには、そのお金をどこから工面してくるか、議員としてできることは目いっぱいしてくると。そういう形で同志の議員と東京に陳情というわけで、陳情が私の議員生活のようなわけであります。ですので、どういう質問をしたときにおいても、どこかから必ずお金を工面してくる努力をしておるわけであります。

今回の質問の中においても、澤村議員が子どもの安全のために道路にカラー舗装をしたらどうだというような意見がありました。このことについては、今議長をやっておられる黒田議員共々視察

に行ったときに、他市、他県においてカラー舗装、横断歩道みたいなところ、また子どもの通るところにおいてはカラー舗装で区別しておるところがありました。こういうところを見てこいというふうに言われたのも先輩議員であります。私は16年の間、先輩議員に恵まれたなという思いを今でもしておるわけであります。

そういう中において、今回一般質問をするわけでありまして、次の選挙、ほんと落ちるところに戻ってこれませんけれども、来られないなということも覚悟して、自分の中では最後の一般質問という思いをして、力を込めて質問をしたいと思います。

これは、これからの本巢市にとって1年、2年の話ではなく20年、30年という長い歳月の中において行われることについてお伺いをするわけであります。

庁舎のことを聞くわけでありまして、庁舎建設においては、市民の方にとってはさほど大きな問題ではないというふうに思っております。

我がふるさと、ここに来てもう二十数年になるんですが、生まれたときの愛知県碧南市というところは、役場のところから私のうちまで車で30分以上かかる場所でありました。けれども、市民の方から遠いだとか近いだとか、そういう口頭は聞いた覚えがありません。なぜかという、市民は役場に用事のあることは一生のうちにそう何度もないわけでありまして。早い話が、庁舎というのは市民のために働いてくれる職員の働き場所であるという解釈であります。ですので、今回造られる、計画されている庁舎においては、そこで働く職員が安心して市民のために汗の流せられる環境をつくるのが新庁舎建設だろうというふうに思っております。

その中において、どうせ造るならということで、いろんな意見の中において市民の方も庁舎を利用し、その駐車場等々を利用し、またその近くにある公園等々を利用して、休みのときには職員の駐車場を使って、市民の方が憩える場所をつくっていただければいいかなという声が私のところにたくさん届いております。

3月議会において、藤原市長が1万坪、私は坪数でしか、何せ年ですので、坪数単価のほうがよく分かりますので、坪数で言いますので、御容赦のほどよろしくお願いをいたします。1万坪の広さの土地を新庁舎建設において必要であると。それにおいては、広い土地を確保しておけば市民のために何らかの形で使えることもあるであろう。これは、市長としては調整池を駐車場にするとか公園にするとかということは表立っては言えないわけでありまして。ですから、私が勝手に言っておるわけであります。

そういう中において1万坪という広さを提案したわけでありまして、議員の中においては人それぞれの考えがあり、また市民においてもそれぞれの考えがあることによって、市長の提案が1万坪が8,000坪に減らされたことによって、またいろいろな問題が出てきたわけでありまして。当然1万坪であれば、地上に出している、そういう調整池でできるわけでありまして、駐車場においても平面でできるわけでありまして。けれども、8,000坪にすれば2億5,000万ものお金をかけて、埋蔵型にしなければいけない、土地が狭いのですから。そしてまた、その上でも、また隣の土地でも、駐車場を1階建てから2階建て、3階建てとしなければいけないということで莫大な費用がかかる。

そうということが市長さんもしたくないなという思いがあるけれども、議会の中で8,000坪に削減されたことによって、執行部の方たちも非常に難儀をされたかと思う。そういう中において、6月議会において約1,000坪の土地の購入が改めて出された。そのときにおいては、8,000坪にした議員は何一つ発言することもなく、また聞くこともなく約1,000坪の購入をオーケーとしたわけでありませう。

過ちを改めるにはばかりのことなかれという言葉もあります。人間は誰しも思い違いと勘違いがあります。

そういう中において、今回私のところに土地を有する人からいろいろな声が聞こえてきました。そういう中において質問をするわけでありませう。今、土地の売買契約、また土地の人との、いろいろな私のところに聞こえてくる声と、また執行部が話をしていることとは若干違うかもしれませんが、新庁舎の土地の売買契約の今どうなっているかということ、分かる範囲内で結構ですし、答えられる範囲内で結構ですので、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を久富総務部長に求めませう。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

それでは、新庁舎の土地の売買契約の進捗状況についてお答えをいたします。

令和3年度当初予算において購入を予定しております土地10筆のうち9筆につきましては、6月1日までに土地売買仮契約を済ませております。残りの1筆につきましては、売買の御承諾をいただいておりますが、登記簿にない個人的な契約が確認をされたため、現在その契約の解除手続を行っていただいているところでございませう。

また、6月の定例会で補正予算をお認めいただきました土地1筆につきましても、売買についての御理解をいただいておりますが、現在、売買価格等について交渉を行っているところでございませう。以上でございませう。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

再質問という形でお尋ねをいたします。

今の答弁の中で、地主さんとの契約が、仮契約にしても了解を得ているということですが、これは8,000坪の土地の地主さんについてなのか、また9,000坪の土地の地主さんについてなのかをお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めませう。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

ただいま答弁にもございましたように、8,000坪のうちの1筆がまだ仮契約が済ませていないということと、9,000坪の部分、6月定例会で補正予算をお認めいただいた1筆については今交渉中ということでございます。2筆がまだ仮契約が済ませていないという状況でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

これ答弁の中にあつたのかな。仮契約の交渉をして了解を得たというのは、何月のときに了解を得ているのかな。それ答弁の中にあつたかな。わしが聞き間違えた、それなら。5月か6月。

○議長（黒田芳弘君）

もう一回答えてください、部長。

○総務部長（久富和浩君）

令和3年度の当初予算の8,000坪の部分につきましての10筆のうち9筆につきましては、6月1日までに土地売買の仮契約を済ませているという状況です。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

要するに、6月議会のときに9,000坪に増やしたと思うんですね、1,000坪増やして。その前の3月議会において8,000坪に減らされた、1万坪が。私が聞いている範疇内では、もうその時点において、市長さんが1万坪と提案をされた時点においては当然執行部の人たち、また担当者が地元の土地を持っている人たちにある程度の了解を得た中において1万坪ということ、土地を売ってくれるかねということで聞いたところによって、分かりましたよと。それでは売っても結構ですよということを職員の人たちから地主さんと話をし、そして1万坪という中において市長さんが1万400坪という土地を提案されただろうと思っておるわけです。

それで、3月議会において、それが8,000坪に何の審議もないうちにすぽんと切られてしまったという中においては、地主さんたちにおいては知らない話なんですね。ですから、隣の人も売る、隣の人も売る、みんな売る、ここに役場ができるならいいじゃないかということで、農家の人たちが全部承知の中で一応1万坪になるというようなことで私は聞いておるわけでありまして。それが8,000坪になろうか1万坪になろうか、議会のことですから。

ただ私が言いたいのは、その近くにある都市公園の土地は約7,000坪だったと思うんですが、当初予算においては坪当たり6万円という価格の設定の中で審議をされて、よしとされたわけなんや。そのときの地主さんたちは、自分の土地が買ってもらえるということを前提にして、そして交渉してきたわけなんや。役場の職員さんたちは提案する前に、土地を売ってくれないところを提案して

も仕方がないから、下話でも済んでいたと思うんです。その済んでいたことの中において契約をしたのかと、買わなくなったところを、削減されたところにおいてはどういう話を今しておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

久富総務部長。

○総務部長（久富和浩君）

3月の時点の1万坪という敷地につきましては、当然地元説明や地権者の方に説明をさせていただいていると認識しております。その後、敷地が狭くなったということになりましたので、改めて地権者の皆さんには説明をさせていただいて、理解をさせていただいていると思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

今の久富部長に聞くことが、逆に言うと罪なことでもあります。前の部長が全て段取りをしたことでもありますので、その部長に聞くのが本意だけど、立場上いないということでもあります。

何にしてもかんにしても、今8,000坪、9,000坪になったけれども、地主さんにおいては非常に不愉快に思っている人がたくさんいる。だから私のところに相談に来ている。やはり当初のように分かりやすい説明をして、理解を得て、何とかしていかなければ私はいけないだろうと思っております。

こういう形で大分事業が遅れている。市長さんが最初に上げた年数には到底完成ができないだろうと思っておりますけれども、担当部長としては、工事がどのぐらい遅れるのか、完成時期はどのぐらい遅れるのか。合併特例債の期間中にこれが完成できるのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

現在の計画でございますが、当初の5年度末の完成を目指しておりますが、現在精査をさせていただきまして、何とか5年度中に収まるように計画をしているところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

その答弁しかできないだろうと思うけれども、どうやって計算しても多分できないだろうと思っております。

土地の900坪を増やして約9,000坪にしたところでも、市の説明によればまだ40台分の駐車場が足りないというようなことになっている。また、土地を増やさないといけないだろうということにもなってくるだろうと。そういうことを含めてくると、この後の改選された後の新しい議会で、またそのことも議論の中に入るであろうと思っております。そういう中で、当然議会が新庁舎の建設が遅れていくということをお前提の中で、遅れることは間違いない。その中において、造ってもう51年以上たっている、50年以上たっているのかな、糸貫の分庁舎においてはいつ壊れても不思議じゃないと。市長さんが常々言っている安心・安全という、そこで働く職員も市民なんですね。職員は死んでもいいというわけにはいかない。何か事故があつていいというわけじゃない。私は言葉が悪いでいかなのですけれども、雨が降ったら雨が漏れてくるんじゃないかというような庁舎の中において職員を働かせているということは、非常にいかがかなという気持ちがあります。

一刻も早く取り壊して、まだ耐久年数のあるこの本庁舎に移るなり、真正分庁舎に移るなりして、早くあの危険度の高い糸貫分庁舎を取り壊すべきであろうという思いをしております。そういう思いの中で、糸貫分庁舎、また新庁舎ができた後にどういうふうに使うかということについてお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を久富総務部長に求めます。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

新庁舎の完成後の糸貫分庁舎の在り方についてお答えをいたします。

糸貫分庁舎につきましては、まず西棟においては昭和44年築で、建築後51年が経過した鉄筋コンクリート造の建物であり、平成20年度に耐震補強工事を行っておりますが、既に施工から12年が経過しております。今後さらに老朽化に対する補強工事等を行いましても膨大な費用がかかり、また経年劣化した設備の維持管理費や修繕費もかさむこととなります。

また、東棟は平成元年築の鉄骨造の建物で、建物内部の劣化も進んでおり、令和4年度に法定耐用年数を迎えます。

このような状況から、糸貫分庁舎につきましては本市の公共施設等総合管理計画、公共施設等再配置計画及び公共施設個別施設計画におきまして、同じ敷地内にあり、同様に老朽化する建築後43年の糸貫老人福祉センター、また建築後44年の糸貫体育センターのそれぞれの統合方法を検討した上で、これら施設と併せまして、新庁舎の完成後に取り壊す方針としており、売却も含めて土地を一体的かつ有効な跡地利用を進めてまいります。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

新庁舎ができるまであそこで働いておれということは、議員としては非常に言いにくい。よって、

市長さんにおかれましては、英断をもっていつできるか分からない新庁舎の建設を待つのではなく、引っ越し等々も含めて検討してもらうことをお願いするしかありません。

もう一つは、今の説明の中に鉄骨で造ってあるところもあるというようなことを聞いております。50年前となると結構アスベストが使われているのではないかなという思いをしておるわけでありませう。解体費用も相当お金がかかるであろうと思う。糸貫の西幼稚園においても何とかできないかなという形で、何とか財産を有効に使う方法はないかなということで解体業者にちょっと調べに行かせました。すると、一部でアスベストがどうも使われているようであるというような報告をいただいております。アスベストがあるとなると相当解体費用が高くつくなという思いをしております。そういうようなこともありますので、市長さんにおかれましては、合併特例債がまだ本巢市は八十数億残っておる。これが使えるか使えないかは別として、もし使えるとするならそういうものを有効に使って、市民の安心・安全だけでなく職員の安心・安全も確保していただくようお願いをして、次の質問に移ります。

次の質問は、根尾川に計画されているサイクリングロードのことについてお尋ねをいたします。

このサイクリングロードは、市長さんのさきの選挙のときに市民に公約として約束した事業であります。

私もサイクリングロードだから自転車で走ることが目的でつくるわけではなく、名前がたまたまそういうふうにしたほうが有効利用ができるだろうという思いの中で、散歩道であろうと何であろうとある程度の舗装をして、市民が憩える場所にすればいいかなという思いで賛同をしておるわけであります。

けれども、今、私は根尾川漁業組合の組合長という立場もありまして、河川のことについて災害が起きるといけないということで、いろんな形で要望に行って、その管轄をしている国交省、またこちらの出先機関である木曽上においても有志の議員と共に、年に何遍も何遍もお邪魔をして、中の伐採、また中州の撤去、川がきれいになるようにとお願いをするという。

また、今は亡き安藤議員が一般質問の中において、山口の頭首工は昭和20年から工事に入ったものであって、非常に危険であると。あそこが決壊したら山口地域は物すごい被害であるというようなことを一般質問で聞き、私もそんなものがあるのかなというような形で少し調べてみたところ、相当傷んでいるというのか、その当時ですので、鉄骨というようなものが非常に少ない、鉄砲玉にみんな変わっちゃって、戦争で鉄を使っちゃって、鉄があまりない時期につくられたものだから、下手をすると鉄の代わりに竹が入っておるんじゃないかというようなことをお伺いいたしまして、早速それではいけないということで、ちょうど民主党が天下を取っておるときだったかな。黒田議員はじめ有志の議員と、あの当時は小見山代議士が天下を取っておったときだったかな。だから、陳情に行き、その後で自民党が天下を取り、政権を取り、そして野田聖子代議士が自民党の総務会長になったということで、早速有志の議員と陳情に行き、そのときにどの程度お金がかかるんですかと言うから、一応図面を地元の業者の人に書いてもらって、見積りを取ってもらって、約20億であると。そうしたら、聖子ちゃんいわく、この程度のことなら心配しないで工事を進めなさいと言

われて、それから7年という歳月がかかっております。何でこんなに遅れたかなということは多々ありますけれども、結果としては、市長さんの英断によって工事が今年度中に完成するということになっております。このことについては、地域の市民はじめ、市長さんの英断においては感謝する次第であります。

その中でこのサイクリングロード、市長さんの公約の中にあるように、市長さんの任期のうちに完成できるのか否か、またどのような格好で造っていかれるのか、市長さんにお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、サイクリングロードの今後の計画ということでお答えを申し上げたいと思います。

サイクリングロードの整備につきましては、現在、詳細設計及び河川管理者であります木曽川上流河川事務所と協議を進めて、工事着手に向け、現状進めておるところでございます。

既存の工事用道路を活用したルートで調整をいたしておりまして、当初の計画と少し今変えまして、自転車の利用だけでなく歩行者も利用できるように、幅員も少し広げまして、片側2メートルの幅員を確保して、全部の幅員4メートルのサイクリングロードで整備したいというような計画にいたしております。

また、自転車と歩行者の接触、こういうことがないようにということで、先ほども申し上げたように2メートル・2メートルの道路で計画をするということをいたしておりまして、その結果、防止対策ということでカラーライン、またはもともたるマークということで分けをして、自転車と歩行者がぶつかってけがをしないように、それぞれがそんな計画で進めさせていただいております。

当初は、先ほどもお話がありますように、3.5キロの計画で進めておりました。特に瑞穂市の境から薮川橋までの工事用道路が完成する、その道路を使ってやるというようなことで進めておりますので、そういうことで3.5キロを全て計画しておりましたけれども、真正の根尾川スポーツ広場から瑞穂市の境までにつきましては、現在進んでおります東海環状自動車道の整備におきまして、工事用道路として引き続き使いたいということで、この部分をちょっとカットいたしまして、今の予定では真正の根尾川スポーツ広場駐車場から薮川橋付近までの約2.5キロを優先的に、先にまず整備するということにいたしております。

いずれにいたしましても、サイクリングロードにつきましては健康増進及び体力づくりを目的として整備を進めているものでございますので、引き続きサイクリングロードを早期に整備するような形で進めていきたいというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

何にしてもお金のかかることであります。

私もこの件については、木曽上、またそれを関係する国のほうにお願いをしてきております。ある程度のめどは私の中ではついておるわけであります。けれども、このコロナ禍の中において、非常に河川の中においてキャンプをやったり、バーベキューをやったりということで非常に中がごみだらけというのか、非常にルールがあってないような形で、さきの中にも誰かの一般質問だったか何かにあったように、中で遅くまで音楽をがらがん鳴らしたり、花火を上げたりということで苦情が結構来ているわけであります。

県においては、中に入ってはいけませんよということで柵をしておるということになっておりますけれども、利用する人にとってはよそで狭いところでやっていると病気になるっちゃうから広いところならいいだろうということで非常に河川がにぎやかであります。

そういうことも含めて、コロナ禍が済んだ後でも河川というものは、市民にとっては非常に憩いの場になるであろうと思っている。そういう中において、市長さんが提案されたことについては非常にいいなと思っておりますので、一刻も早い完成を目指して、またこれも市長さんも東京に陳情に行きたくても行けないけれども、今は。今日また国交省の渡辺副大臣と会うというようなことを聞いておりますので、うまいこと言ってお金をいただいてくるようにお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

サイクリングロードを造る、河川の中を秩序あるというのか、市民の方に安心してルールの中で遊んでもらうということについては、市が管理するという形にするのが一番いいだろうなという思いをしておるわけであります。

東京においては東京の河川敷、過去においては非常に若者が夜中までどんばんどんばんやって、非常にうるさいということで地域の方から非常に苦情が出た。これを何とかしようということで、知恵を絞って、トイレを設置することによって有料化をするような形の河川公園にしたことによって、ルールを守らない人は出ていきなさいということにして、割かし今いい都民に親しまれているところになっているということがあります。

私の思いとしては、そういう形にすれば、当然中の樹木、また草等々の管理も市がしなければいけないだろうという思いをしているわけであります。当然市が借りたから市の予算で全部やれというようなことをもし言ったとするなら、私も少し汗をかいて、木曽上からも少しお金が出てくるように何とかしたとは思っていますけれども、その出た草というのかそういうものを利用して、今国が進めているバイオマス発電をしたらどうかなという思いをしているわけであります。ただ、この草ではバイオマス発電はできません。この草を食べてもらう牛のうんこだとか、また文殊にゅうとん、今閉まっていますけれども、あれを再開させて、そのうんこを利用して、それを発酵させて、電気を起こすというのがバイオマス発電であります。

各務原においてはそれができたんですけれども、入れるだけ入れて後の処理が非常に難しいということで、結果的には1年数か月で倒産をしてしまったという経緯がありますけれども、本巢市においてはもう少し知恵を絞って、うんこの発酵したうんこに草を混ぜて発酵をさせて、それで牛の

うんこも少し混ぜることによって優良な肥料になるわけであります。

本巢市は農業が盛んなところでありますので、そういうものを利用して地産地消、全てのものがその地域で生かされる、発電された電気も地域で消費するということになれば、国の事業としては非常に多くの補助金がいただけるという思いをしておりますので、このことについて前向きに検討しておられるのか、またする気があるのか否かお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

バイオマス発電事業など他事業との連携の可能性につきましてお答えさせていただきます。

家畜のふん尿をバイオマス発電の燃料とする場合には、生物化学的ガス化方式による発電方式になります。しかし、雑草を燃料とした場合につきましては、メタンガスの発生量が少ないため、大きな発電量は期待できず、ふん尿に雑草を混ぜた場合につきましても、雑草によりカロリーが下がり、発電量が低下するというところでございます。

一方で、家畜のふん尿を発酵させた後にメタンガスと同時に生成される消化剤は、液肥として利用できることは、今鏝本議員がおっしゃったように、農林業分野での活用は大いに期待できるというところでございます。

また、河川敷に生えております雑草を飼料として利用することにつきましては、雑草を餌とすることができる畜種につきましては、酪農と肉用牛のみであり、養豚、養鶏では利用できませんので、用途が限られておるというところでございます。実際に河川敷で餌となる牧草を栽培している畜産農家にお尋ねをしましたところ、酪農及び肉用牛に与える飼料につきましては、雑草だけでは十分な栄養を確保できないというところでございまして、良質な牛乳や牛肉を生産するためには、イタリアンライグラスという品種の牧草などの栄養価の高い専用の飼料作物を栽培して牛に与えるというところでございました。

したがって、河川敷に生えた雑草を飼料として活用することは栄養価が低いことから、こういったものにはあくまでも畜産、肉用牛といった育成については低いということで適していないこと、また河川敷にイタリアンライグラスなどの飼料作物を栽培する場合につきましても、飼料作物の種まき、肥料の散布、刈取りなどの農作業が必要となるため、農業機械が入りやすく、人の出入りが少ない広大な場所が適しているというところでございます。

つきましては、バイオマス発電事業と畜産事業など他事業との連携の可能性につきましては、適切な燃料による十分な発電量の確保、また河川敷での牧草などの飼料作物の栽培、またそういったものをやっていただける担い手の確保など、解決しなければならない問題があるため、現段階ではこういったものについては非常に難しいというふうに考えております。以上でございます。

〔８番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

非常に難しいのは分かっているんですよね。難しいからやれと言っているわけであります。

今このことについては、畜産農家に対してせっかく市で有名になったというのか、文殊にゆうとんというのか、そういうものを何とか立て直しができないかということで、一番お金を持っているだろうという農協さんと今話をしております。

また、そういう独特の機械を本巢市でできないかなと。本巢市には溶接が非常に優秀な森松工業という大きな会社があります。そこに、こういうふうでこういうふうにしてステンレスでできないかなということを今お願いしておるところであります。それが森松の一つの事業となれば、本巢にとっても非常に有意義になるであろうと。

また、そこで作られる肥料、今近くにおいてもそれを上手に発酵をさせなくて、生という形で田んぼやら畑にまいているところがあって、非常に周りの人からこの臭いについての苦情が多うございます。私の近くまで臭ってくることもあります。そういうようなことで、これをやることによって臭いの軽減にもなりますし、また他から来る人がこんな臭いの臭いところではうちはどうもなりませんよということのないようにすることも一つの大事なことだろうというふうに思っておりますので、このバイオマス発電については、上手にやれば相当国から補助金が出ます。

もう一つ、この本巢市でどうしてもやってほしいなということが1つあります。

岐阜県においては畜産業を結構やっているんですけれども、バイオマス都市という宣言をもらっている市がこの岐阜県には一件もないと思っております。我がふるさとの愛知県には、バイオマス都市と宣言を受けた都市が私が知る限り2つあります。市長さんとも仲のいい東海市、それから私がよくブドウをかう大府市、それから半田市も今やっているんじゃないかなという思いをしております。

○議長（黒田芳弘君）

時間が過ぎておりますので、手短にお願いします。

○8番（鏑本規之君）

また、市長さんの生まれふるさとである養父市もバイオマス都市の宣言を国からいただいている。これをいただくことによって、本巢市にはすごく有利な補助金が出てきますので、林政部長にお願いをして、とことん調べておきなさいというようなことでお願いをしてあります。どうか産建の部長さんも、林政部長の人も力を合わせて、この本巢市のために必ずなることでありますので、どうか前向きに検討をし、またいろいろな手続で補助金の本巢市にたくさん下りるように汗をかくことをお願いして、私の56回目の一般質問、少々長くなりましたけれども、私の最後だと思って御容赦をいただいて、私の一般質問をこれにて終わります。どうもありがとうございました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

9月8日水曜日午前9時から本会議を再開しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時37分 散会

